

令和 7 年度における公立大学法人前橋工科大学に係る各種手続

政策推進課

1 地方独立行政法人法（以下「法」という。）に基づく手続

(1) 毎年度必要な手続

令和 6 年度における業務の実績の評価（法第 78 条の 2）

※法改正に伴う経過措置としての従前の例によるもの

(2) 中期目標期間終了時に必要な手続

第二期中期目標の期間における業務の実績の評価（法第 78 条の 2）

2 令和 6 年度における業務の実績及び第二期中期目標の期間における業務の実績の評価

法人は、中期目標の期間の最後の事業年度の終了後、各事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。評価とその後の流れについては、次のとおり。

【法人→評価委員会】業務実績に関する報告書の提出（6 月）

└ 【評価委員会】業務実績に関する評価（8 月及び 11 月予定）

  └ 【評価委員会→法人】評価結果通知（11 月予定）

  └ 【評価委員会→市長】評価結果報告（11 月予定）→議会に報告（11 月予定）

  └ 【評価委員会】公表（11 月予定）